

ご意見

酒田沖遊佐沖に今後更に風車を建設するとのことだが、風車に恐怖心を抱く者に対してはどのような施策がほどこされるのか。(令和6年2月)

県の回答

洋上風力発電は、再生可能エネルギーの主力電源化の切り札として期待されており、本県では、遊佐町沖、酒田市沖の2海域において導入の検討が進められております。

遊佐町沖につきましては、平成30年度に遊佐沿岸域検討部会を立ち上げ、地域における議論を進めるとともに、令和5年3月には地元関係者等による法定協議会において、事業導入にあたっての留意事項について意見とりまとめを行っております。

その中において、景観に関して具体的には、風車の設置区域について、十六羅漢や出羽二見などの景観への配慮が必要な区域を除外しております。

また、発電事業者には、海岸線から1海里(1マイル)より陸側の海域には洋上風力発電設備等を設置しないこと、沖側からの設置を検討すること、地域住民から不安の声が示される場合には、その払拭に向けた必要な措置や丁寧な説明・周知を行うことを求めています。

酒田市沖につきましては、今後、漁業関係者や地域の皆様と洋上風力発電の導入の可能性について、丁寧に議論してまいりたいと考えております。

年々深刻化する夏の酷暑や繰り返し見舞われている豪雨災害に直面する中で、県民の安全安心な暮らしを守っていくためには、気候変動対策は待ったなしであると考えております。今後とも、地域の皆様の御意見にしっかりと耳を傾け、地域協調型の洋上風力発電の導入に取り組んでまいります。

(環境エネルギー部エネルギー政策推進課)